

淡路島ワイナリー合同会社
指名競争入札公告

令和5年度農山漁村振興交付金農山漁村発イノベーション整備事業 淡路島ワイナリー合同会社 厨房関連機器および施設機器の導入・設置工事に係る指名競争入札を実施します。

令和5年11月15日

淡路島ワイナリー合同会社
代表 小谷 雄介

1 入札に付する事項

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 工事番号 | 淡路島ワイナリー 第4号 |
| (2) 工事の名称 | 令和5年度農山漁村振興交付金農山漁村発イノベーション整備事業
淡路島ワイナリー合同会社 厨房関連機器および施設機器の導入・設置工事 |
| (3) 納入(履行)場所 | 淡路市 仁井 地内 |
| (4) 納入(履行)期限 | 醸造施設 令和6年1月15日(月曜日)
レストラン施設 令和6年3月1日(金曜日) |
| (5) 入札の方法 | 郵便入札 |
| (6) 支払条件 | 入札に関する条件による |
| ア 前払金 | 無 |
| イ 部分払 | 無 |
| ウ 中間前金払 | 無 |
| エ 中間前金払と部分払の選択該当工事別 | 無 |

2 工事の概要

- | | |
|---|-----------------------|
| (1) 当該工事の所管部署 | 淡路島ワイナリー合同会社 |
| (2) 工事種別 | 厨房関連機器および施設機器の導入・設置工事 |
| (3) 工事概要 | 厨房関連機器および施設機器一式購入設置 |
| (4) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 | |

3 入札執行の日時及び場所

- | | |
|-------------|---|
| (1) 方法 | 「一般書留又は簡易書留」により入札書を送付する方法(郵便入札)により行う。詳細については、別紙「郵便入札の方法(参照図)」にて確認すること。 |
| (2) 提出期限 | 令和5年11月27日(月曜日) |
| (3) 開札日時 | 令和5年11月28日(火曜日) 午後2時 |
| (4) 開札場所 | 淡路島ワイナリー合同会社 事務所 |
| (5) 開札立会人 | 入札参加者において立ち合いを希望する者(1参加業者当たり1名)
※立ち会う場合は代理人がア、立会人委任状の提出が必要である。 |
| (6) 開札結果の確認 | 開札に立ち会わなかった入札参加者のうち、開札結果の確認を希望する者は、開札日当日の午後5時までに開札結果確認依頼書をメールにて淡路島ワイナリー合同会社(awajishima.winery@gmail.com)まで送付すること。 |

4 入札保証金

免除

5 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札内訳書を提出しない者のした入札

6 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この入札に係る入札参加申込期限の日から入札執行の日までの間、法第28条に規定する指示又は営業停止の措置を受けていないこと。
- (3) この入札に係る入札参加申込期限の日から入札執行の日までの間、行政並びにその関係機関から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者でないこと。
（前記に違反したときは、契約の解除、違約金の請求その他発注者が行う一切の措置に異議を述べないことを旨とする誓約書の提出を求める。）
- (6) 契約に係る指名停止等に関する申立書を別途指定する日までに提出した者。

7 入札参加申込等に関する事項

- (1) 入札に参加する者は、契約に係る指名停止等に関する申立書（別記様式第10号）及び誓約書（様式第5号）（以下これらを「申込書等」という。）、に必要事項を記入、押印し、提出しなければならない。

8 設計図書等の配布に関する事項

- (1) 設計図書等の配布は、この工事に係る入札の参加資格を有するもののうち、入札に参加する者を対象として行う。
- (2) 設計図書等の配布等については、淡路島ワイナリー合同会社事務所、または指定先のメールにて行う。
- (3) 仕様書等の価格 無料

9 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、令和5年11月15日（水曜日）から11月27日（火曜日）までに、淡路島ワイナリー合同会社代表小谷雄介に対し、文書（メール）で行うこと。
- (2) 質問に対する回答は、令和5年11月15日（水曜日）から速やかに文書（メール）（以下「回答書」という。）により行う。

10 積算の疑義申立て

この入札は、淡路島ワイナリー合同会社が発注する醸造関連機器の導入及び設置工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱（以下「疑義申立て要綱」という。）第2条第1項に規定する疑義申立ての対象であり、入札参加者（無効とする入札を行った者を除く。）は開札日から起算して3日目（休日等を除く。）の正午まで疑義申立てを行うことができる。ただし、不調又は中止とした入札はこの限りではない。

11 落札者の取扱い

落札者の取扱いは、疑義申立て要綱第10条の規定によるものとし、所定の手続きを経た後に契約の相手方に決定する。

12 その他留意事項

- (1) 申込書等に係る説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 申込書等に係るヒアリングは、実施しない。ただし、淡路島ワイナリー合同会社代表小谷雄介が必要と認める場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された申込書等は、返却しない。
- (4) 申込書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 申込書等に虚偽の記載等不正の行為をした者は、入札参加資格を取り消す。
- (6) 提出期限以降における申込書等の差替え又は再提出は認めない。
- (7) 落札者は、入札日から起算して7日以内（休日を含む。）に契約を締結しなければ、当該落札はその効力を失う。ただし、この期間内に契約の締結に応じられないやむを得ない事情がある場合は、この期間を延長することができる。この場合において、落札者は、あらかじめ淡路島ワイナリー合同会社代表小谷雄介にその旨を通知し、承認を得なければならない。
- (8) この工事の施工に当たっては、法のほか関連する法令等を遵守すること。
なお、法令等違反の事実が確認され、その内容が悪質であると認めるときは、当該契約の解除を含め、必要な措置を講じるものとする。
- (9) 入札参加資格の確認基準日は、申込期限日とする。
- (10) 工期は、事情により変更することがある。
- (11) 提出された入札内訳書に不備があり、その内容が重大であると判断されたときは、文書にて注意を行い、以降の指名等に反映させる。
- (12) 上記(11)の入札内訳書は、様式は自由とするが、閲覧時に示した設計書に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、因数、単価及び金額を記載すること。また、提出に当たっては、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載すること。
- (13) 入札参加者は、設計図書等を熟知の上、応札すること。
- (14) 申込書等の作成及び提出についての問い合わせ先等は、次のとおりとする。
 - ア 問い合わせ先 淡路島ワイナリー合同会社
E-mail:awajishima.winery@gmail.com
 - イ 問い合わせ期間 公告日から申込書等の提出期限まで（休日を除く。）
- (15) 公告掲示場所及び掲示期間
 - ア 掲示場所 淡路島ワイナリー ホームページ
URL : <https://www.awajishima-winery.com/>
 - イ 掲示期間 令和5年11月15日（水曜日）～令和5年11月27日（月曜日）